

都市計画法第32条協議申請図書 チェックリスト(道路下水道局)

R4.4 時点

《 注 意 事 項 》

この資料は、都市計画法第32条による協議を円滑に行うために、必要書類や設計時の注意点について一般的な事項を整理したものです。申請書類作成にあたっては、「都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き」を必ず参照し、本資料については提出前のチェックリスト（参考資料）としてご活用ください。

※以下の項目のみ調整すれば、同意協議を交わすというものではありません。

《 必 要 書 類 》

- 下記書類を必要に応じて作成し、提出すること
- ☐ 都市計画法第32条による協議について・・・(手引き 様式8)
- ☐ 雨水流出抑制施設の維持管理に係る誓約書〔設置を義務づけられた場合〕
- ☐ 設計説明書（表・裏）・・・(手引き 様式14)
- ☐ 新たに設置される（従前の）公共施設一覧表・・・(手引き 様式15の2)
- ☐ 開発区域位置図（1/1000～1/5000）
- ☐ 開発区域図（1/2500以上）
- ☐ 公図（字図）
- ☐ 境界確認書（原本の写し）（払い下げ、相互帰属がある場合は、各管理者と事前協議が必要）
- ☐ 現況図及び断面図
- ☐ 土地利用計画図
- ☐ 求積図
- ☐ 帰属する公共用地の求積図〔公共用地の帰属がある場合〕
- ☐ 造成計画平面図
- ☐ 造成計画縦横断面図
- ☐ 排水施設計画平面図
- ☐ 道路計画縦横断面図
- ☐ 排水施設縦横断面図
- ☐ 道路構造図
- ☐ 排水施設構造図
- ☐ 工作物構造図
- ☐ 流量計算書〔必要に応じて〕
- ☐ 構造計算書〔必要に応じて〕
- ☐ 安定計算書〔必要に応じて〕
- ☐ 工作物等の施設能力に関する計算書〔必要に応じて〕
- ☐ 協議録（関係者との協議事績：交通管理者、区役所、電線管理者、関係機関・部署、地元説明等）
- ☐ その他必要な図書

《 設 計（ 道 路 関 連 ） 》

道 路 の セ ッ ト バ ッ ク

道路のセットバックの考え方は、一般的なものであり、下記以外にもセットバックの考え方（緩和措置など）がありますのでご注意下さい。ご不明な点は、事前審査会前までに、必ず道路利活用推進課開発指導係の窓口までご相談ください。

敷地に接する道路

・住宅の敷地 または 住宅以外の建築物若しくは第1種特定工作物の敷地でその規模が1,000㎡未満のもの

☐ 幅員6m以上の道路に接していること

・（上記の敷地の）その他のもの

☐ 幅員9m以上の道路に接していること

開発区域内の主要な道路に接続する道路

・主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為

☐ 幅員6.5m以上の道路に接していること

・上記以外の開発行為

☐ 幅員9m以上の道路に接していること

道 路 計 画

☐ 歩道のない道路が同一平面で交差し、もしくは接続する箇所又はまがりかどには辺長3mの隅切りを設けること

☐ 道路の縦断勾配は、9%以下とする

☐ 歩道の縦断勾配は、5%以下とする。（沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%）

☐ 横断勾配は1.5%～2.0%とすること

☐ 原則、無電柱化を行うこと。（無電柱化が実施できない場合は、別途協議）

舗 装

☐ 新設道路の舗装厚の基本構成は、AS舗装(5cm)、路盤工(粒調砕石10cm、クラッシャーラン10cm)もしくはAS舗装(5cm)、路盤工(粒調砕石15cm)とすること

☐ 大型車の通行がある場合などは、舗装構成について区役所と協議すること

☐ 道路縦断勾配が7%以上の場合は、すべり止め舗装とし、平面図等に記載すること

車 両 乗 入 口

☐ 車両乗入口は敷地の一边につき1箇所とすること。（辺長が45m以上の場合は2箇所まで可能）

☐ 車両乗入口の幅員が6mを越える場合は、幅員決定の根拠資料として軌跡図を添付すること

☐ 車両乗入口以外の箇所から車両が直接出入できないような構造にし、計画図に明記すること（例えば、ブロックやフェンスを設置する等、物理的に出入りできないようにすること）

☐ 出入口は、交差点より5m以上離れているか確認すること。

側 溝 ・ 溜 樹

☐ 雨水の流れ（矢印）を図示すること（新設、既存施設ともに）

☐ FS側溝・VS側溝ともに原則、浸透式の構造とすること

☐ 側溝の最小断面は300×300とすること

☐ 設計流速は0.8m/s～3.0m/sとすること

☐ 原則、レジン蓋を10m間隔で設置すること

☐ 車両乗入部の側溝の床版化（鉄筋：SD345）※土木構造物標準図集H27.3のP28を参照

☐ 溜樹のグレーチング蓋の規格：T25、細目、ノンスリップ、4点ボルト固定、開口部はD13補強筋2本

※断面が、600mm未満の場合は道路施設、600mm以上は下水道施設となります。

道 路 用 擁 壁

☐ 道路管理者へ引き継ぐ擁壁は、「道路土工 擁壁工指針」に基づき設計すること

☐ 構造図に、配筋図、必要地耐力を記載すること

☐ 標準図以外のものは、構造計算書を添付すること

安 全 施 設

☐ セットバックにより平面的に段差ができる部分には車止めを設け、構造は土木構造物標準図集を参照すること ※単柱型：φ114.3、門型：φ76.3

☐ 車止めには、大型視線誘導標（φ300）を共架させること

☐ 防護柵の選定は適切か（ガードレール、転落防止機能付車両対応柵、歩道用横断防止柵、転落防止柵等） ※横断防止用 H=800、転落防止用 H=1,100

用 地

☐ 払い下げ、相互帰属等はないか確認すること

《 設 計 (下 水 道 関 連) 》

設 計 全 般

- 平面図に記載する記号は、「公共下水道台帳凡例」を参照すること
- 平面図の着色は、雨水管を青色、污水管を黄色（見にくい場合は黄色に近い色）とすること
※竣工図作成時は白黒印刷でも明瞭に出力できるよう注意すること
- 施工箇所は実線、既設箇所は点線で図示すること
- 縦断面図の管底高の標記は、小数第3位までとすること（他は小数第2位まで）
※下水道高さで標記すること。（TP+1.773m）
- 宅地内雨水の直接流出（たれ流し）防止を図ること
（例）車両出入口の民地側には側溝（グレーチング蓋）を設置
その他の公共用地に接する区間には、外構（ブロック、フェンス等）を設置
- 不要となる下水道施設（本管、取付管、樹等）は原則撤去。
※取付管撤去後の、支管部の処理方法（コンクリート保護等）について詳細図を添付すること

凡 例

人		円形小入孔 (内径60cm)	管		合流幹線・合流圧送幹線	管		円形管	樹		小口径污水樹 (内径150mm)
		円形0号入孔 (内径75cm)			合流幹線・合流圧送幹線			矩形管			污水樹 (内径450mm)
		特1号入孔 (60cm×90cm)			污水幹線・污水圧送幹線 (分流)			馬蹄形渠			污水樹 (小入孔)
		円形1号入孔 (内径90cm)			雨水幹線・雨水圧送幹線 (分流)			卵形管			污水樹 (1号入孔)
		円形2号入孔 (内径120cm)			雨水幹線・雨水圧送幹線 (分流)			開水路			污水樹 (特1号入孔)
		円形3号入孔 (内径150cm)			合流枝線・合流圧送枝線			蓋付水路			雨水樹 (内径450mm)
		円形4号入孔 (内径180cm)			污水枝線・污水圧送枝線			複断面			特殊雨水樹
		円形5号入孔 (内径200cm)			雨水枝線・雨水圧送枝線			背割管 (円形)			取付管のみ (污水)
		円形特入孔 (上記以外円形入孔)			中水道			背割管 (矩形)			取付管のみ (雨水)
		特0特入孔構内 (60cm×90cm)			その他管渠			暗渠			污水樹 (特0号入孔)
		立入り入孔			その他管渠			その他			污水樹 (0号入孔)
		灯孔			合流管理外管渠			L型側溝			管理外樹
		矩形入孔 (内寸法150cm未満)			污水管理外管渠	材					
		特殊矩形入孔 (上記以外矩形入孔)			雨水管理外管渠		T	陶管			
		雨水吐室			合流・分流区界		H	ヒューム管			
		防潮扉室			合流・分流区界		C	コンクリート管			
		円形450入孔			合流・分流区界		V	硬質塩化ビニール管			
		円形特小入孔			合流・分流区界		FRP	強化プラスチック複合管			
		その他入孔			合流・分流区界		DCIP	鑄鉄管			
		不明入孔			合流・分流区界		SGP	鋼管			
		ポンプ入孔			合流・分流区界		E	その他			
		マシンホール			合流・分流区界		RE	レジコン管			
孔		河川等への吐き口仮想入孔			合流・分流区界		V(T)	更生管 (陶管)			
		腹取り仮想入孔			合流・分流区界		V(H)	更生管 (ヒューム管)			
		管渠形状変化部仮想入孔			合流・分流区界		表示なし	不明			
		ポンプ場等への施設仮想入孔			合流・分流区界						
		暗渠部仮想入孔			合流・分流区界						
		行政界等での仮想入孔			合流・分流区界						
		空気弁仮想入孔			合流・分流区界						
		特排弁仮想入孔			合流・分流区界						
		バルブ仮想入孔			合流・分流区界						
		仕切弁仮想入孔			合流・分流区界						
管		泥吐弁仮想入孔			合流・分流区界						
		再生処理施設仮想入孔			合流・分流区界						
					合流・分流区界						
					合流・分流区界						

《 設 計（ 下 水 道 関 連 ） 》

管 路 の 設 計

- ☐ 200mm以下の剛性管の最小勾配は3.5‰、可とう管(塩ビ管等)の最小勾配は下表を参考とすること。

参考扱い (n=0.010)

管 径 (mm) 勾配 (mm)	150	200	250	300	350	400	450	500	600
最小勾配 (‰)	3.0	2.0	1.5	1.2	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5
推奨勾配 (‰)	5.0	4.0	3.5	3.2	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5

- ☐ 設計流速(汚水)は0.6～3.0m/sの範囲内とする
- ☐ 設計流速(雨水)は0.8～3.0m/sの範囲内とする
- ☐ 構造物と本管との離隔は50cm以上、地下埋設物と本管との離隔は30cm以上、取付管は10cm程度確保すること
- ☐ 本管埋設時は、地表より1.0m下方に埋設標識テープを布設する。但し、管頂との離隔は最低30cm確保すること
- ☐ 管には埋設表示テープを施す(2mピッチ)
- ☐ 最小土被りは下記を満たす
- φ300mm以下 ▪ φ300mm以上
 - 市道の車道：標準1.0m 市道の車道：標準1.2m
 - 国道の車道：標準3.0m(管理者(国)と協議) 国道の車道：標準3.0m(管理者(国)と協議)

マンホール(マシンホール)の設計

- ☐ 管径φ600以下の場合、マンホールの布設間隔は75m以下とする
- ☐ 段差接合60cm以上の場合、副管付マンホールとし、構造図を添付すること
- ☐ マンホール部は、インバートと管底で1cm以上の段差を付けること
- ☐ 枝線の流入がある場合は、インバートと管底で5cm以上の段差を付けること
- ☐ マンホール深2m以上の場合、転落防止安全梯子を設けること
- ☐ マンホール蓋は原則、ちょう番を上流側につけて上流側に開くよう設置
※但し、流出方向が変化する場合は、流出方向の反対側とする
- ☐ 足掛金物の取付位置は、取付管の設置箇所を避け、30cm間隔で設置すること
- ☐ インバートの切り方は適切か(図面を添付すること)
- ☐ マシンホールの上流及び下流は1号、特0号マンホールとすること
- ☐ マシンホール部の段差は1cm(固定)とすること

公 共 汚 水 枡

- ☐ 汚水枡の選定は適切か

H: 汚水枡の深さ

種 別	使 用 区 分
小口径汚水枡 (φ200mm塩ビ管)	▪ H<1.5m ▪ 取付管長がL≤10.0mの場合
B型汚水枡 (φ450mm製品)	▪ H<1.5m ▪ 取付管長がL≤10.0mの場合 ▪ 合流地区等で小口径汚水枡で対応できない場合
O号組立マンホール (φ750mm) 及び小マンホール (φ600mm現場打)	▪ H≥1.5mの場合 ▪ 小口径汚水枡、B型汚水枡で対応できない場合

雨 水 流 出 抑 制 施 設

- ☐ 「開発行為等における雨水流出抑制方式の取扱いと解説・計算例」に基づき設計すること
- ☐ 必要貯留量、排水口径(オリフィス)等の計算根拠を添付すること
- ☐ 貯留施設の構造図に、オリフィスのサイズ、HWLからオリフィス中心までの距離を明記すること
- ☐ 雨水浸透枡を設置する場合、設置位置を排水施設平面図に図示し、構造図も添付すること
- ☐ 雨水浸透枡(宅地用)は、内径300mmを標準仕様とすること

用 地

- ☐ 払い下げ、相互帰属等はないか確認すること